

〔平成 24 年 3 月 26 日 23 林整計第 230 号〕
林野庁長官から都道府県知事あて
最終改正
〔令和 7 年 3 月 24 日 6 林整計第 629 号〕

今回、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）の一部改正を行い、平成 24 年 4 月 1 日から森林経営計画認定制度を実施することとなった。この制度は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の自発的意思に基づく森林の合理的かつ計画的な森林施業及び保護の推進を図り、全国森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画の達成に寄与し、もって森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに森林所有者の所得の安定に資することを目的とするものである。

この制度の円滑な推進を図るためには、森林所有者及び森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に対しその趣旨の周知徹底を図って合理的かつ計画的な森林施業及び保護に対する自発的意欲を喚起するとともに、積極的な援助を行う等により制度の適切な運用を図る必要があることから、別紙のとおり「森林経営計画制度運営要領」を定めたので、その運用に遺憾のないよう願う。

なお、「森林施業計画制度運営要領について」（昭和 43 年 8 月 16 日付け 43 林野計第 302 号林野庁長官通知）は廃止する。ただし、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）附則第 8 条の規定により、なお従前の例によることとされた森林施業計画に係る森林施業計画制度運営要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願う。

別紙「森林経営計画制度運営要領」

I 森林経営計画

1 森林経営計画作成の援助

都道府県知事は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 191 条第 1 項の規定により森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助、また、市町村の長は、同条第 2 項の規定により森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんや、森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行う必要があるが、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 森林経営計画の作成に必要な資料の提供

都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成に必要な資料について援助の申請があった場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、森林計画図その他の森林経営計画の作成に必要な資料を提供することとする。

また、市町村は、援助の申請をした者が森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）第 10 条各号に該当する者である場合には、同条の規定に基づき、該当する土地についての林地台帳の記載事項を提供することとする。

(2) 森林経営計画の作成の指導

都道府県知事及び市町村の長は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者から森林経営計画の作成について技術上の指導援助の申出があった場合には、市町村森林整備計画及び森林の現況に基づき、その森林経営計画の作成に必要な指導を行うこととする。

また、森林経営計画の対象とする森林（以下「計画対象森林」という。）においては、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業及び保護が長期的かつ持続的に実施されることが重要であることから、森林経営計画を長期にわたり継続して作成するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に対して指導を行うこととする。

さらに、都道府県知事及び市町村の長は、小規模森林所有者の所有する森林であって、当該森林所有者が自ら森林経営計画に従って適切に森林の施業及び保護を実施できると見込まれ

るものについては、当該森林所有者に対し、他の森林所有者又は森林所有者から委託を受けて森林の経営を行う者との共同により一体的かつ効率的な森林の施業及び保護を実施することを旨として森林経営計画を作成するよう指導することとする。

(3) 森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進

都道府県知事及び市町村の長は、自ら適切な森林の施業及び保護を実施することが困難な森林所有者が所有する森林については、森林の施業の集約化を図り、効率的な森林施業等を推進するため、意欲ある林業経営体や林業事業体への森林の経営の委託を働きかけ、当該委託を受けることにより森林所有者に代わって森林の経営を行う者による森林経営計画の作成の推進に努めることとする。

また、市町村の長は、経営管理実施権（森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 2 条第 5 項に規定する経営管理実施権をいう。以下同じ。）が設定された森林について、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に対し森林経営計画を作成するよう指導することとする。既に作成された森林経営計画の対象となっている森林の所有者から同法第 6 条第 1 項の規定に基づき経営管理権集積計画の作成の申出があった場合は、まずは当該森林経営計画が継続されるよう指導するとともに、やむを得ず経営管理権（同法第 2 条第 4 項に規定する経営管理権をいう。以下同じ。）を設定する場合は、それにより当該森林所有者が所有する森林を含む森林経営計画が森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）第 33 条第 1 号の規定に定める基準に適合しなくなるがないよう、可能な限り支援することとする。

さらに、森林経営計画の作成を推進するため、その作成に当たっては、計画対象森林の調査、共同化についての調整も含め森林の経営に関して、専門的技術を有する森林施業プランナー等を活用するよう森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者を指導するものとする。

くわえて、意欲ある林業経営体や林業事業体が森林所有者に対して行う森林の経営の受委託の働きかけを促進するため、都道府県知事及び市町村の長は当該林業経営体等の情報管理体制を勘案の上、個人情報保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い、森林簿、森林計画図等の提供に努めることとする。

なお、市町村は、当該林業経営体等が令第 10 条各号に該当する者である場合には、同条の規定に基づき、該当する森林の土地についての林地台帳の記載事項を提供することとする。

(4) 森林組合等による森林経営計画の作成等

都道府県知事及び市町村の長は、森林経営計画の作成を促進し、本制度の円滑な運営の確保を図るためには、森林経営計画の作成に要する知見の乏しい小規模森林所有者等に技術的援助をする必要があるので、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 条第 2 項の規定により森林組合が組合員のための森林経営計画の作成の事務を行うことができることとなっている趣旨を踏まえて森林組合等が森林経営計画の作成又は作成についての指導援助を行うよう指導することとする。

2 森林経営計画の認定

森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の認定に当たり、認定請求書及び森林経営計画書の記載事項及び添付書類に不備がある場合など法令等に定められた形式的要件に適合していない認定請求にあっては、速やかに当該請求者に補正を求めることとする。また、当該請求が法第 11 条第 5 項に掲げる要件のいずれかを満たしていないと認められる場合には、当該請求者に認定請求を取り下げ、当該森林経営計画の内容の修正を行った上で改めて認定請求するよう指導することとする。

なお、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「管理経営法」という。）第 2 条に定める国有林野に近接する森林であるときは、法第 11 条第 6 項の規定により当該国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、同意を得なければならない。この場合の「国有林野に近接する」とは、当該森林経営計画に記載された火入れをする森林の周囲 1 キロメートルの範囲内に国有林野がある場合である（規則第 41 条）。

さらに、市町村の長は、法第 10 条の 12 の規定により、市町村の求めに応じて林業普及指導員

等（森林総合監理士を含む。）が森林経営計画の認定など市町村森林整備計画の達成に必要な専門的な技術及び知識を要する協力を行うこととされていることを踏まえ、同制度の積極的な活用を図ることとする。

(1) 認定請求の資格等

ア 森林経営計画の認定の請求をすることができる者の資格

森林経営計画の認定の請求をすることができる者は、法第 11 条第 1 項に規定する森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者すなわち当該森林を育成することができ、自ら森林の経営を行う者であるが、本制度の実施上問題となるケースについて、次のとおり運用を図ることとする。

なお、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であっても、認定の請求をしようとする森林経営計画の始期においては自らその対象とする森林の経営を行う者である場合であっても、例えば、分収林契約の期間が満了する場合など計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかな場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできない。ただし、この場合であっても、当該森林を育成することができることとなる者の同意を別途得て、自ら森林の経営を行う者となる場合には、当該森林経営計画の計画期間を通じた認定の請求をすることは可能である。

また、認定請求者は、自ら森林の経営を行う者である限り、任意団体（権利能力なき社団）であってもよいが、この場合、令第 11 条第 8 号の団体となるよう指導することが望ましい。なお、認定請求に際しては、当該団体の構成員が所有する森林のうち当該団体に森林の経営が委託されている森林の範囲を特定する必要がある。

- (ア) 通常の共有に係る森林については、共有の各人が森林所有者であるが、自ら森林の経営を行う者であるためには、共有に係る全ての森林所有者により共同して認定の請求を行い又は共有に係る他の森林所有者から森林の経営の委託を受けることが必要である。
- (イ) 入会林野又は旧慣使用林野については、自己の意思と責任において森林の施業及び保護を行うことが慣行によって認められていない入会権者又は旧慣使用権者は森林所有者ではない。なお、この場合、認定請求者の資格を有するのは、入会林野又は旧慣使用林野の管理団体があるときは、森林所有者たる当該管理団体である。
- (ウ) 管理経営法第 3 章の規定による分収造林契約又は旧国有林野法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 27 号）による改正前の国有林野法第 4 章の規定による部分林契約の場合においては、造林者が森林所有者であり、また、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）に規定する分収造林契約及び分収育林契約の場合並びにその他の分収林契約にあっては契約対象樹木を契約当事者の共有として約定している場合においては、各契約当事者が森林所有者である。また、当該契約対象樹木に係る持分を有さない契約当事者は森林所有者ではないが、当該契約に基づき、契約対象樹木について植栽、保育又は管理を行う者は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。
- (エ) 地方公共団体等が森林の土地の所有者との間で、立木竹を所有（共有を含む。）し育成することができる旨の協定等を締結している場合には、当該地方公共団体等は森林所有者である。また、当該地方公共団体等が立木竹の所有権を有さない場合は森林所有者でないが、当該協定等に基づき立木竹を育成することができる場合は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。
- (オ) 森林所有者との森林の経営の委託契約（以下「森林経営委託契約」という。）に基づき一定期間（森林経営計画の計画期間を包含する 5 年以上）にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う者は、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。
- (カ) 市町村が、経営管理権集積計画に基づき経営管理権の設定を受けて一定期間（森林経営計画の計画期間を包含する 5 年以上）にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う場合は、当該市町村は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。（森林経営計画の計画期間中に、森林経営管理法に基づく経営管理実施権配分計画（森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画をいう。）を作成することが明らかな場合を除く。）
- (キ) 経営管理実施権配分計画に基づき経営管理実施権の設定を受けて一定期間（森林経営計画の計画期間を包含する 5 年以上）にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う民

間事業者は、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。

- (ク) 立木を買い受けた素材生産業者等、森林所有者から森林の立木竹の所有権を取得した者は、通常の立木竹の買受けのみを内容とする契約が締結され、当該契約に基づき一定期間にわたる当該森林における立木竹の育成をすることができない場合には、森林経営計画の認定の請求を行うことはできない。

イ 計画対象森林の要件等

計画対象森林は、法第 11 条第 1 項並びに令第 3 条第 1 号及び第 2 号に定める一体として整備することを相当とするもの（以下「一体整備相当森林」という。）として認定森林所有者等（法第 12 条第 1 項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が所有している森林及び森林の経営を受託している森林（認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く。）の全てであり、計画期間中に施業を実施する予定のない森林や保護のみの対象となる森林も計画対象森林となる。

このため、規則第 33 条第 1 号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属地計画」という。）のうち同号イの規定に該当する森林経営計画（以下「林班計画」という。）にあっては同号イに基づく小流域内の自らが森林の経営を行う全ての森林、属地計画のうち同号ロの規定に該当する森林経営計画（以下「区域計画」という。）にあっては同号ロに基づく区域（以下「一体整備相当区域」という。）内の自らが森林の経営を行う全ての森林、規則第 33 条第 2 号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属人計画」という。）にあっては自らが森林の経営を行う全ての森林は、当該森林経営計画の対象とする必要がある。

なお、林班計画又は区域計画については、それぞれ小流域内又は一体整備相当区域内において同一の森林経営計画の対象とすることができると認められる森林は、当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。また、森林経営計画の認定後、森林の経営の委託を受けること等により新たに要件に該当することとなった森林は、その時点で当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。

計画対象森林に係る令第 3 条及び規則第 33 条の運用は、次により行うこととする。

- (ア) 林班計画の面積の基準となる小流域は、尾根筋等の天然地形や、森林の更新、立木の保護等に影響を及ぼす主風、積雪等の気象条件等の自然的条件及び林道、作業道、木材集積場等森林施業の実施に必要な施設の設置の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる林班又は隣接する複数林班のまとまりをもっているものであることが必要である。

このため、計画対象森林は、一の林班又は隣接する複数の林班に所在することを要する。また、当該森林を含む林班のうち、市町村の長が認定に際して（認定権者が市町村の長以外の場合にあっては、規則第 46 条第 1 項の意見聴取に対する回答に際して）一体整備相当森林の面積に含めないこととして指定した森林（以下「計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等」という。）以外のものの面積の 2 分の 1 以上（複数林班の場合にあっては、林班ごとでなく、複数林班の森林の全体の 2 分の 1 以上の面積）であることが必要である。

- (イ) 区域計画の森林の面積の基準となる一体整備相当区域は、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる森林の範囲であることが必要である。

一の区域計画の対象森林は、一の一体整備相当区域に所在し、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いて 30 ヘクタール以上の面積であることが必要である。

なお、市町村森林整備計画において、一体整備相当区域が定められていない場合は、区域計画を作成することはできない。

- (ウ) 属人計画は、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合であることから、計画対象森林は一の者が森林の経営を行うこととされていることが必要である。また、その面積は、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いた、認定請求者が森林所有者である森林が 100 ヘクタール以上であることが必要である。

なお、共有となっている森林において、他の共有している者から森林の経営の委託を受けて当該森林の全てにつきその立木竹の育成を行うことができる者が、単独で森林経営計

画の認定の請求をした場合にあっては、共有となっている森林の面積に当該認定請求者の持分割合を乗じて得た値を当該認定請求者が森林所有者である森林の面積であるとみなすこととする。

- (エ) 森林経営計画制度は、森林の施業の一層の集約化に向けて計画対象森林を拡大することが重要であり、また、同制度の実効性を確保するため認定森林所有者等及び認定権者の双方が計画対象森林における森林の経営の計画及び実行状況を的確に把握する必要があることから、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林と重複しないよう指導するものとする。ただし、次の場合は、この限りではない。

- ① 新たに林班計画を作成しようとする場合であって、当該計画対象森林の中に既に作成された属人計画又は区域計画の対象森林が含まれており、当該森林を新たに作成しようとする林班計画に含めないことにより、当該林班計画が規則第 33 条第 1 号イの規定に定める基準に適合しなくなるとき。
- ② 新たに属人計画又は区域計画を作成しようとする場合であって、当該計画対象森林の中に既に作成された林班計画の対象森林が含まれており、当該森林を当該林班計画から除外することにより、当該林班計画が規則第 33 条第 1 号イの規定に定める基準に適合しなくなるとき。
- ③ 既に作成された森林経営計画（属人計画を除く。）の対象森林の一部に経営管理権又は経営管理実施権が設定され、当該森林において、既に作成された森林経営計画とは別に森林経営計画を作成しようとする場合であって、当該森林を既に作成された森林経営計画から除外することにより、当該計画が規則第 33 条第 1 号の規定に定める基準に適合しなくなるとき。

ウ 森林の経営に関する長期の方針の扱い

法第 11 条第 2 項第 1 号に規定する森林の経営に関する長期の方針については、規則第 35 条第 1 号の規定により、40 年以上の期間に係る森林の経営の基本方針並びに 5 年ごとの伐採立木材積及び造林面積を記載することとされているほか、同条第 4 号の規定により、森林の経営の規模の拡大の目標を記載する場合にあっては、5 年ごとの森林の経営の規模の拡大及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針を記載することとされている。

これは、計画対象森林において、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業及び保護が長期的かつ持続的に実施されることを確認することを目的とするものであるから、当該森林経営計画を作成しようとする者に対し、直前の森林経営計画（以下「旧計画」という。）の終期からの継続性の有無を記載するよう指導するとともに、継続して作成されている場合は、旧計画に記載された長期の方針との整合性を確認することとする。なお、森林経営計画は、継続的に森林経営計画を策定することにより持続的な森林経営を確保することを目的としていることを踏まえ、森林経営計画が継続的に作成されるよう指導することとする。

また、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあっては、当該計画対象森林の周辺の森林の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則第 35 条第 2 号）。これは、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合であっても森林の経営を行う者の単一化を進める方針があればその旨を明らかにさせるとともに、林班計画又は区域計画が当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画を阻害しないことを確認するためのものである。

このため、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載するよう指導することとする。なお、規則第 35 条第 2 号の森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者とは、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者とする。

一方、属人計画については、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則第 35 条第 3 号）。これは、属人計画が林班計画の作成を阻害しないことを確認するためのものであることから、属人計画の認定請求者は、当該林班計画の作成に協力

する旨を記載するよう指導することとする。

なお、いずれの計画についても、生物多様性の保全に配慮した森林施業の推進に向けて、森林の経営に関する長期の方針の一部として、森林の生物多様性を高めるための取組を記載して作成することが望ましい。

エ 森林経営計画の記載事項

法第 11 条第 2 項第 9 号に規定する森林経営計画の記載事項については、規則第 36 条の規定により、計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るものの立木の樹高、森林の施業及び保護の共同化に関する事項、作業路網その他施設の整備に関する事項並びに主伐及び間伐の施業履歴とされている。

なお、一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画が既に作成されている場合は、当該森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業及び保護の実施並びに路網の設置及び維持管理に努める旨を記載するよう指導することとする。

また、規則第 36 条第 1 号ハの面積が著しく小さい森林とは、0.3 ヘクタール以下の森林とし、当該森林に隣接している森林とは、当該森林との距離が 20 メートル未満である立木を含む一団の森林とし、認定請求者が自ら森林の経営を行わない森林を含むものとする。

オ 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面の扱い

規則第 37 条第 1 項第 2 号の規定により添付することとされている森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面は、次の(ア)から(オ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる書面とする。

- (ア) 認定請求者がアの(ウ)に示す分収林契約の契約当事者であって、当該契約の対象樹木に係る持分を有さないが、当該契約に基づき、その育成を行うことができる者である場合 当該分収林契約書の写し
- (イ) 認定請求者がアの(エ)に示す協定等を締結した地方公共団体等であって、当該協定等の対象となる立木竹の所有権を有さないが、当該協定等に基づき、その育成を行うことができる者である場合 当該協定書等の写し
- (ウ) 認定請求者がアの(オ)に示す森林経営委託契約により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該森林経営委託契約書の写し等
- (エ) 認定請求者がアの(カ)に示す経営管理権集積計画により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該経営管理権集積計画の写し等
- (オ) 認定請求者がアの(キ)に示す経営管理実施権配分計画により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画の対象森林に係る経営管理権集積計画の写し等

カ 森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面の扱い

規則第 37 条第 1 項第 3 号の規定により添付することとされている森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる書面とする。ただし、オに掲げる書面において、当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関し、委任を受けている場合など森林の土地の所有者の同意があったことが明らかとなる場合にあっては、当該書面をもって同号の書面に代えることができるものとする。

- (ア) 当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置 当該施設の設置につき森林の土地の所有者の同意があったことを示す書面等の写し
- (イ) 当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の維持管理 当該施設の利用及び維持管理について定めた協定書等の写し

(2) 認定基準等

ア 規則第 38 条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第 39 条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

- (ア) 規則第 38 条第 3 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）に規定する「当該森林経営計画の期間内において間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の 100 分の 35 以下」と

なっている旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のため伐採することとされている森林ごとに適用する。

同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上となる森林など市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね 5 年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上であることが確実であると見込まれる森林が含まれるものと運用して差し支えない。

また、同号ニに掲げる要件に該当する森林は、現況に応じて幼齢林や老齢林、過密化しない森林、気象害や生育不良により林冠が閉鎖していない森林等を除外することができるものとする。この場合、幼齢林とは、例えば除伐が必要な 5 齢級以下の森林等を、老齢林とは、例えば間伐実績のある 13 齢級以上の森林（長伐期施業を推進すべき森林を除く。）等をいう。

- (イ) 規則第 38 条第 3 号ハ（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）に規定するその面積が著しく小さい森林とは、その面積が 0.3 ヘクタール以下の森林とする。
- (ウ) 本要領 I の 2 (1) イ (エ) の①又は②に掲げる場合に該当し、林班計画の対象森林と属人計画又は区域計画の対象森林が重複する場合における当該林班計画への規則第 38 条第 4 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）の基準の適用については、当該林班計画の対象森林から当該属人計画又は区域計画の対象森林を除いた部分に同号の基準を適用するものとする。また、本要領 I の 2 (1) イ (エ) の③に掲げる場合に該当し、既に作成された森林経営計画と当該森林経営計画とは別に作成する森林経営計画の対象森林が重複する場合における当該森林経営計画への同号の基準の適用についても、同様に扱うものとする。

規則付録第 2 の算式の T 1 及び T 2 の「計画的間伐対象森林・・・につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小なもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合にあっては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」（複数の間隔が定められている場合にあっては、その最小のもの）を基本とする。ただし、長伐期施業を推進すべき森林に係る T 2 については、当該森林において今後見込まれる施業を考慮するなど、森林の現況や地域の実情等に応じて適切な間隔を定めるものとする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみが定められている場合、標準伐期齢以上に係る間伐を実施すべき標準的な林齢について定めのない場合など、T 1 及び T 2 が定められない場合にあっては、T 1 については、一律で 10（年間）、T 2 については、一律で 15（年間）とする。

- (エ) 規則第 38 条第 6 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）に規定する一箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地をいう。また、連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地の距離をいう。）が 20 メートル未満に接近している部分が 20 メートル以上にわたっている場合は、一箇所とみなす。

ただし、立木の伐採により生ずる伐採跡地の形状が一部分くびれている場合であって、そのくびれている部分の幅が 20 メートル未満であり、かつ、その部分の長さが 20 メートルにわたっているときは、当該伐採跡地を一箇所とみなさない。

- (オ) 規則第 38 条第 7 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）に規定する当該森林経営計画の期間内において天然林（根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林を除く。）で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の 10 分の 7 以下とする旨の基準は、当該森林経営計画において伐採が計画されている森林ごとに適用する。
- (カ) 規則第 38 条第 8 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）に規定する当該森林経営計画の期間内において伐採することとされている立木の材積（間伐のため伐採することとされている立木材積を除く。）が、規則付録第 3 の算式により算出される材積以下とする旨の基準において、規則付録第 4 の超過伐採予定森林とは、同付録の算

式により算出される材積を超えない範囲で超過伐採をすることが認められた森林をいい、同付録の調整対象森林とは、超過伐採予定森林において超過伐採が認められる際に、伐採材積を抑制することとなった森林をいう。この場合、超過伐採予定森林及び調整対象森林に係る材積の調整は、森林経営計画の認定を通じて行うこととする。

- (キ) 規則第 39 条第 2 項第 1 号イに規定する最大の材積とは、当該森林について適用すべき林分密度管理図における最多密度材積をいう。
- (ク) 規則第 39 条第 2 項第 1 号に規定する複層林施業森林のうち現況が単層林であるものにおける間伐の基準に関し、基準を適用すべき計画的間伐対象森林（複層林施業森林のうち現況が単層林であるものに限る。）の計画の期首における収量比数が 100 分の 90 を超える場合にあっては、収量比数を 100 分の 75 以下とするために行う間伐により林冠が急激に疎開することを回避するため、計画期間内における間伐を二回に分けて実施するよう指導することが望ましい。ただし、気象害の発生のおそれがない場合にあっては、この限りでない。
- (ケ) 規則第 39 条第 2 項第 3 号に規定する択伐複層林施業森林において実施される択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。
 - ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は 10m 未満の幅の帯状に選定してする伐採
 - ② 樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 0.05 ヘクタール未満である伐採
- (コ) 規則第 39 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に規定する複層林施業森林（択伐複層林施業森林を除く。）において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。
 - ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は 40m 未満の幅の帯状に選定してする伐採
 - ② 樹群を単位とし当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 1 ヘクタール未満である伐採

また、同項第 4 号に規定する当該森林経営計画の期間内において計画対象森林（択伐以外の複層林施業森林（人工植栽に係る森林又は根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林に限る。）に限る。）で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の 10 分の 7 以下とする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。同項第 5 号に規定する計画的伐採対象森林（複層林施業森林に限る。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の 2 分の 1 以上（択伐による複層林施業森林にあっては 10 分の 7 以上）維持しなければならないとする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。

- イ 法第 11 条第 5 項第 3 号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることとは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。
 - ① 市町村森林整備計画において定められている立木竹の伐採（主伐）に関する事項、造林に関する事項及び間伐・保育に関する事項に適合していること
 - ② 計画対象森林に公益的機能別施業森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に適合していること
 - ③ 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合においては市町村森林整備計画において定められている森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること
 - ④ 法第 11 条第 3 項の規模拡大の目標を定めている場合にあっては、市町村森林整備計画に定められている作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事

項に適合していること

- ⑤ 計画対象森林に保健機能森林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号。以下「特別措置法」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に規定する保健機能森林をいう。）の区域内の森林が含まれる場合において、市町村森林整備計画において定められている保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に適合していること

- ⑥ 区域計画において、計画対象森林の全てが一の一体整備相当区域内に所在していること

ウ 法第 11 条第 5 項第 4 号に規定する要件は、計画対象森林における既設の作業路網及び森林経営計画において定められた作業路網等の整備に関する事項に照らして、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護が実施できると認められることとする。

エ 規則第 39 条の 2 に規定する鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽による造林が予定されているときは、防護柵の設置、わな等による鳥獣の捕獲その他の当該植栽に係る立木の保護措置を実施することとされていることとする旨の基準については、鳥獣害防止森林区域内の森林であって計画期間内に人工植栽が計画されているもの又はその周辺において、鳥獣害防止森林区域において対象とされている鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、以下のいずれかの措置が計画されていることとする。

- ① 防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置又は現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置

- ② わな又は銃器等による対象鳥獣の捕獲

なお、対象鳥獣の捕獲については、森林経営計画の作成者（当該作成者から委託を受けて実施する者を含む。）により実施されているもの又は市町村が主体となるなど地域において計画的な実施が予定されているものに限ることとする。

オ 法第 11 条第 5 項第 8 号に規定する要件は、計画対象森林に法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要整備森林が含まれる場合において、地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期に従っていることとする。

カ 法第 21 条第 4 項に基づき、認定森林所有者等が森林経営計画に記載された火入れをしようとするときは、規則第 47 条第 2 項に従い、あらかじめ時間的余裕をもって市町村の長に指示を求め、その指示に従って火入れをするよう指導することとする。なお、法第 22 条の規定を踏まえ、あわせて、火入れをする森林の周囲 1 キロメートル以内にある立木竹の所有者又は管理者（森林管理署長を含む。）にあらかじめ通知するよう指導することが望ましい。

3 森林経営計画の変更

- (1) 法第 12 条第 1 項第 1 号（義務的変更）に規定する認定森林所有者等が計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は計画対象森林以外の森林であって令第 3 条第 2 号で定める基準に適合するもの（林班計画にあっては林班計画の対象森林が所在する林班内の森林、区域計画にあっては区域計画の対象森林が所在する一体整備相当区域内の森林、属人計画にあっては認定請求者が自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林をいう。）につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。

ア 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合

- (ア) 計画対象森林の土地の一部が農地、宅地等に転用され、又は地すべり等が生じたため、当該森林が森林でなくなり将来とも森林としての用に供することがないことが確実となった場合
- (イ) 森林所有者である認定森林所有者等が、計画対象森林の土地の一部又は全部につき、他人に売渡し、贈与、賃貸、地上権の設定等（認定森林所有者等の死亡、解散又は分割がなされ、包括承継人がいない場合を含む。）のため森林所有者でなくなり、又は森林経営委託契約の締結等により自ら森林の経営を行わなくなった場合
- (ウ) 森林の経営の委託を受けた認定森林所有者等が、森林所有者との間で締結していた森林経営委託契約の解約等により、計画対象森林の一部又は全部につき森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合

イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合

(ア) 農地、宅地等に森林が造成されたため、新たに森林となり将来とも森林としての用に供することとなることが確実となった場合

(イ) 認定森林所有者等が、森林所有者でない森林につき、買入れ、相続、遺贈、受贈、賃貸、地上権の設定等のため森林所有者となり、又はその所有する森林につき、森林経営委託契約の解約等により自ら森林の経営を行う森林となった場合

(ウ) 認定森林所有者等が、他の森林所有者との間で新たに森林経営委託契約を締結すること等により、当該森林につき森林の経営の委託を受けた者となった場合

これらの場合には、当該計画対象森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが困難又は不適當である森林、具体的には、

① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林

② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林

については、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

また、自ら森林の経営を行わなくなった場合であっても、経営管理権が設定され、経営管理実施権配分計画に基づく民間事業者による計画的な森林施業の実施が見込まれる森林、具体的には、

① 共同計画のうち一部の森林所有者が、市町村に自らの森林について経営管理権集積計画の作成を申し出て、経営管理権が設定される森林

② 認定森林所有者等へ森林の経営を委託している森林所有者が、市町村に自らの森林について経営管理権集積計画の作成を申し出て、経営管理権が設定される森林

であって、当該森林経営計画の計画期間中に、当該森林について経営管理実施権配分計画が作成されることが明らかであると認められるものについては、経営管理実施権の設定までの間、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

なお、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の計画の変更の手続は、規則第 42 条第 1 項第 1 号の規定により義務的変更を行わなければならない日から 30 日以内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。この場合の変更認定の請求をする者は、義務的変更が必要となった森林経営計画の認定森林所有者等である。

したがって、当該森林経営計画が共同の森林経営計画である場合にあっては、その全ての認定森林所有者等が共同連名で変更認定の請求を行わなければならない。ただし、認定森林所有者等の一部がアの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合は、これを除く全ての認定森林所有者等が、森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった者が当該委託を受けていた森林を計画対象森林から除く変更の認定請求をすれば足りる。この場合、アの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して当該義務的変更が必要な計画対象森林について新たに森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、法第 12 条第 2 項（自主的変更）の規定に基づき、森林所有者でなくなった者が所有していた森林又は経営の委託をされなくなった森林を引き継ぐ形で変更の認定を受けた場合にあっては、義務的変更の手続を省略することができる。

(2) 法第 13 条の規定による通知は、次に掲げる場合にすることとする。

ア 法第 11 条第 5 項第 2 号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合

ウ 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項第 8 号に規定する要整備森林に係る要件に適合しなくなったと認められる場合

エ (1) のア又はイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

- (3) 法第 12 条第 2 項（自主的変更）に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を行うこととされていなかった森林につき新たに伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を実施することとする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合にできることとする。

なお、計画対象森林における継続的な森林施業及び保護の実施による持続的な森林の経営を確保するとともに、森林経営計画制度の実効性を確保するため、一旦認定された計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導することとする。

- (4) 変更後の森林経営計画書及び添付書類については、変更に関する部分のみであっても差し支えないこととする。

4 森林経営計画の変更の認定

法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による変更認定の請求があった場合において同条第 3 項において準用する法第 11 条第 5 項第 2 号の基準のうち規則第 38 条第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項第 4 号から第 8 号までに適合するかどうかの変更認定については、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとする。

5 森林経営計画の遵守

法第 14 条に規定する森林経営計画の遵守違反に対しては、本制度の趣旨に照らし罰則はない。しかし、遵守違反は認定の取消事由に当たるので、この判定いかんが本制度の運用に重要な意味をもつことになる。したがって、その判定基準については次のようにすることとする。

- (1) 森林経営計画を遵守するとは、法第 11 条第 5 項第 2 号イの植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準、同号ロの公益的機能別森林施業の実施に関する基準及び同項第 6 号の鳥獣害の防止の方法に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を実行することである。
- (2) 認定森林所有者等が森林経営計画に従って森林の施業又は保護を実施しなかった場合において、そのことにつき故意又は過失がない場合（例えば立木売りの場合においては、認定森林所有者等である森林所有者が売買契約において、買受人が一定の期限内に立木の伐出を完了すべき旨の特約をしたにもかかわらず、買受人がこれを履行しなかった場合）には、遵守違反の責任を問われないものと解される。
- (3) 法第 14 条に規定する災害による場合とは、火災、風水害、病虫害その他の災害によって、森林経営計画に定められている施業若しくは保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業若しくは保護をすることが必要となった場合である。

また、同条に規定するその他やむを得ない理由による場合とは、実測により実行量と計画量との間に誤差を生じた場合のほか、法令に基づく処分によりその森林の経営が義務づけられた場合等であって、森林経営計画の変更の認定請求をする十分な時間がなかった場合が考えられる。これ以外に、令第 3 条第 1 号に基づき農林水産大臣が告示に定める基準に従って市町村の長が指定した森林のうち計画期間内に立木の生育に供されなくなることが明らかなものに該当する伐採（林道等の開設のための支障木の伐採又は治山事業の実施に伴う伐採）など、規則第 36 条第 1 号ニに規定する「計画的な森林施業を行うこととされていない森林」の伐採は、規則第 38 条第 1 号、第 2 号又は第 5 号から第 7 号まで（規則第 40 条において適用することとされる場合を含む。）との関係で不整合が生じて、法第 14 条に規定するその他やむを得ない理由による場合に含めることとする。

なお、当該施業及び保護を実施できなかったことが法第 14 条の「災害その他やむを得ない理由による場合」に該当するか否かは、被害の発生状況、被害の発生時期、当該施業の実施時期等によって判断することとなるが、復旧のため行う施業であっても、森林経営計画を変更するのに

十分な時間が経過した後において当該森林経営計画の変更の認定請求をせずに行った場合には遵守義務違反となる場合もあるので留意すること。

6 伐採等の届出

- (1) 法第 15 条の規定に基づく届出は、規則第 44 条第 1 項の規定により立木の伐採、造林、作業路網の設置等をした場合につき行うこととされているが、これらの届出は、森林経営計画制度の適確な実施を図るための指導、助言その他の援助や認定の取消し等の資料となるので、当該届出書の提出があったときは、その届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認することとする。
- (2) 規則第 44 条第 2 項の立木の伐採若しくは造林又は作業路網の設置が終わった日とは、当該森林経営計画の時期ごとの立木の伐採若しくは造林又は作業路網の設置についての計画に従ったその立木の伐採若しくは造林又は作業路網の設置を完了した日とする。

7 認定の取消し

- (1) 法第 16 条の認定の取消しは、森林経営計画制度の実効性を確保するための最終的な措置であるから、努めてそのような事態が発生しないよう事前の指導に万全を期すこととする。
特に、間伐及び主伐の合理化に関する基準となる規則付録第 2 の算式により算出される面積及び規則付録第 3 の算式により算出される材積については、森林経営計画の認定時等に認定森林所有者等に周知するとともに、当該基準に適合した間伐等が行われるよう適切な指導及び助言を行うこととする。
- (2) 法第 16 条各号に該当する場合であっても、その後の森林経営計画の実行が明らかに確保されると認められる場合には、取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進を図られるよう指導することとする。
- (3) (1) 及び (2) の指導にもかかわらず、当該森林経営計画の実行が確保されると認められない場合には、厳正に認定の取消しを行うものとする。
- (4) 認定の取消しの効果は、認定が取り消された以降、認定森林所有者等が課せられていた義務が消滅し、免除されていた義務が復活することとなることである。
なお、認定の取消しを受けた場合には、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 30 条の 2 第 5 項の規定により、取り消された森林経営計画の始期に遡って同法に基づく森林経営計画に係る特例措置が不適用となるなど、当該措置の適用時に遡って優遇措置が不適用となる場合がある旨をあらかじめ認定森林所有者等に周知するよう努めることとする。

8 数市町村にわたる場合の取扱いについて

計画対象森林の所在地が 2 以上の市町村にわたる場合の運用は、次のとおりとする。

- (1) 森林経営計画の援助
 - ア 森林経営計画の作成の指導は、その森林経営計画について援助の申請を受けた都道府県知事が行うこととする。
 - イ 森林経営計画の作成に必要な資料について援助の申請があった場合には、都道府県知事が、関係する市町村と連携して、当該都道府県及び関係市町村に係る資料を提供することとする。
- (2) 森林経営計画の認定請求等
森林経営計画の認定の請求及び伐採等の届出は、法第 19 条第 1 項に規定する区分に従って、都道府県知事又は農林水産大臣に対して行うよう指導することとする。また、法第 12 条第 1 項及び第 2 項の変更に係る請求についても同様とする。

9 様式

森林経営計画制度に関連する様式については、規則第 106 条の規定に基づき定められているもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 森林経営計画書
森林経営計画書は、法第 11 条第 2 項各号の事項（同項第 1 号の森林の経営に関する長期の方針については規則第 35 条各号の事項）が記載されていればよく、様式は特に定めないが、

模範例を付録 1 のとおり定めたので、これに沿うよう指導するものとする。

(2) 変更後の森林経営計画

変更後の森林経営計画書においても、付録 1 を参考とすること。なお、変更の場合における記載は、変更に係る部分についてのみで差し支えない。

(3) 森林経営計画の添付書類等

規則第 37 条第 1 項第 1 号の添付図面の様式は特に定めないが、当該計画対象森林の各林分の位置、地形、作業路網等の整備状況及び今後の整備の予定並びに当該計画対象森林のうち主伐を行う森林の当該主伐の時期ごとの区域について明示するものとする。また、作業路網等の整備状況とあわせて、搬出を伴う間伐を行う森林の区域とともに、必要に応じてその区域内の作業システムを、適宜森林をとりまとめて明示するものとする。

(4) 森林経営計画認定書

森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式の模範例は、付録 2 のとおりとする。

(5) 変更後の森林経営計画認定書

森林経営計画の変更の認定の請求をした者に対する認定書の様式の模範例は、付録 2 のとおりとする。

(6) 森林経営計画の変更に関する通知書

法第 13 条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式の模範例は、付録 3 のとおりとする。

(7) 森林経営計画認定の取消通知書

法第 16 条の認定の取消通知書の様式の模範例は、付録 4 のとおりとする。

(8) 森林経営計画認定簿

森林経営計画制度の円滑な推進に資するため、認定森林所有者等別に関係事項を整理する認定簿を市町村に備え付けるものとする。なお、様式の模範例は付録 5 のとおりとする。

(9) 森林経営計画実行簿

森林経営計画制度の実行確保に資するため、認定森林所有者等別に計画量及び実行量、届出書の提出状況等を記録する実行簿を市町村に備え付けるものとする。なお、様式の模範例は付録 6 のとおりとする。

(10) 森林経営計画事業簿

森林経営計画制度に基づく施業等の円滑な実施に資するため、各年度の始期において、その日を計画期間に含む森林経営計画の計画量を計画別に記録する事業簿を市町村に備え付けるものとし、林業事業体や林業経営体からの求めに応じて、その情報の提供に努めるものとする。なお、事業簿に記録する計画量は、(9)の実行簿の計画内容の欄に記載された計画量から転記するものとし、様式の模範例は付録 7 のとおりとする。

Ⅱ 森林保健機能増進計画を森林経営計画の全部又は一部として定める場合

森林保健機能増進計画を森林経営計画の全部又は一部として定める場合の運用は、Ⅰによるほか、以下によることとする。

1 森林経営計画作成の援助

(1) 森林経営計画の作成の指導

市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林経営計画の認定を求めようとする森林所有者に対して、保健機能森林の区域の設定の目的が達成されるよう、当該計画の内容について指導するとともに、認定の要件及び手続等について説明し、適正な書類等の提出等がなされるよう指導することとする。

なお、森林保健機能増進計画をその全部又は一部として定める森林経営計画については森林所有者に限り作成できることに留意すること。この場合、当該森林経営計画が共同して作成される場合にあつては、当該計画対象森林のうち当該森林保健機能増進計画に係る森林以外の森林については森林所有者以外の者が作成することが可能である。

(2) 共同森林経営計画の作成の指導

市町村の長は、数人の森林所有者により共同の森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする共同の森林経営計画が作成される場合には、必要に応じて、共同の事業主体の設立等につき森林所有者間の十分な話し合いが行われるよう適切な助言を行うものとする。

2 森林経営計画の認定

(1) 認定基準

- ア 特別措置法第6条第3項第1号に規定する森林保健機能増進計画の内容が計画対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために有効かつ適切なものであることとは、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の運用について」（平成2年5月16日付け2林野企第39号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）第3の1において定められている森林の施業の方法、森林保健施設の整備内容及び維持運営方法に従っていることとする。
 - イ 特別措置法第6条第3項第2号に規定する計画対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であることとは、「計画対象森林のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率」が森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第18号。以下「施行規則」という。）付録第1の算式により算定される比率以下であることとする。なお、総量規制の適用に当たっては、長官通知第3の2に留意すること。
 - ウ 特別措置法第6条第3項第3号に規定する森林の施業の方法並びに整備しようとする森林保健施設の位置、規模、配置及び構造が農林水産省令で定める技術的基準に適合することとは、施行規則別表において定められている技術的基準に従っていることとする。なお、技術的基準の適用に当たっては、長官通知第3の3に留意すること。
 - エ 特別措置法第6条第3項第4号に規定する計画対象森林の全部又は一部が法第25条第1項若しくは第2項又は法第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（以下「保安林」という。）である場合には、当該保安林の区域内において行われる森林保健施設の整備が当該保安林の指定目的（法第25条第1項第10号に掲げるものを除く。）の達成に支障を及ぼさないと認められることとは、長官通知第3の4において定められている保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないことの内容に従っていることとする。
- (2) 市町村の長が認定する森林経営計画に係る都道府県知事の同意
- 市町村の長が森林経営計画の認定をしようとするときは、特別措置法第6条第4項の規定により都道府県知事の同意を得なければならないとされているが、当該森林経営計画の認定の期限は森林保健機能増進計画を含まない場合と同じであるので、特に留意すること。
- 都道府県知事は、特別措置法第6条第4項に規定する同意に当たっては、長官通知第3の5に留意するとともに、森林計画担当係、保安林担当係及び林地開発担当係が相互に密接な連携を図り適切に対処すること。
- (3) 森林保健機能増進計画の審査
- 森林保健機能増進計画の審査に当たっては、森林施業の実施の確実性、保全施設の設置の先行、安全施設や衛生施設の適切な設置、森林保健施設の整備の確実性等について留意するとともに、調書を作成し、適切に実施すること。
- (4) 森林経営計画の義務変更
- 特別措置法第6条第3項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合には、当該森林経営計画の変更を行い、森林保健機能増進計画を含まないものに改める必要がある。

3 森林経営計画の変更の認定

特別措置法第6条第3項各号の基準に適合するかどうかの認定については、当該森林経営計画の期間内にする森林保健施設の整備及び計画対象森林に係る森林の施業の方法が同項各号の基準に適合しているかどうかを認定することとする。

4 森林経営計画の遵守

- (1) 森林保健施設の整備が請負人の責任により計画どおり行われなかった場合には、遵守違反の責任を問われないものと解される。
- (2) 森林保健施設の整備が計画を逸脱していないと解される範囲は、特別措置法第6条第3項各号の要件を満たしているときであって、かつ、故意又は過失により計画と異なる整備をした場合以外である。

5 伐採等の届出

- (1) 市町村の長は認定を受けた森林所有者が森林経営計画に従って森林保健施設を整備する場合、森林保健施設ごとにその整備を開始する日までに着手届を提出するよう指導することとする。

なお、森林保健施設の整備について行政庁の許可等の処分を必要とするときは、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては当該処分があったことを証する書類）を添付することとする。

また、森林所有者は、森林保健施設の整備が完了した場合、その都度速やかに完了届を提出するように指導することとする。

- (2) 市町村の長は、森林保健施設の整備が認定された森林保健機能増進計画の内容に従って行われているか否かについて、その整備中の調査及び整備の完了後の完了確認を実施するとともに、整備後の森林保健施設の維持運営、植生の状況、保全施設及び森林施業の実施等の状況についても適宜調査し、必要に応じ指導することとする。
- (3) 市町村の長は、認定を受けた森林所有者が森林保健施設の維持運営の状況について毎年度ごとに報告をするよう指導することとする。

6 認定の取消し

I の 7 の (2) の指導には、適正な森林保健施設の整備及び維持運営が含まれることとする。この場合、法第 16 条第 2 号（森林経営計画の遵守違反）については、森林の施業のみならず、整備しようとする森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項の実施が含まれていることに留意すること。

7 様式

(1) 森林経営計画書

ア 森林保健機能増進計画についての森林経営計画書は、特別措置法第 6 条第 2 項の事項が記載されておればよく、様式は特に定めないが、模範例を付録 8 のとおり定めたので、これに沿うよう指導されたい。

イ 森林保健機能増進計画については、次の図書を添付することとする。

① 位置図

民有林・国有林界、保安林の区域、保健機能森林の区域、森林保健機能増進計画に係る森林経営計画の区域及び計画対象森林の区域の位置を明示した縮尺 5 万分の 1 以上の地形図

② 区域図

計画対象森林の区域、保安林の区域、特別措置法第 6 条第 3 項第 2 号の比率が適用される小流域の区域、森林保健施設の位置、これらを明示するのに必要な都道府県界及び市町村界並びに計画対象森林の区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺 5 千分の 1 以上の図面

③ 森林保健施設等計画図

非植生状態・植生状態別の森林保健施設の位置、切土・盛土の位置、これらに係る保安林の区域並びに土地の地番及び形状を明示した図面

④ 法面の断面図

法面、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面

⑤ 切土・盛土の工法及び土量並びに残土処理に関する図書

⑥ 保全施設等設計図

擁壁、えん堤、排水路、調整池等の安全施設の設計図及び設計根拠を示す書類

⑦ 建築物等の概要図

⑧ 森林保健施設等の整備に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類

⑨ 計画対象森林の現況を明らかにする写真

⑩ 計画対象森林に法第 25 条第 1 項第 10 号に掲げる目的の達成のために指定された保安林がある場合には、当該指定に係る考え方を記載した書類

⑪ その他参考となる事項を記載した書類

- (2) 変更後の森林経営計画書
変更後の森林経営計画書においても、(1)と同様、様式は特に定めないが、付録 8 を参考とすること。
- (3) 都道府県知事に認定の同意を求める書面
特別措置法第 6 条第 4 項の規定により市町村長が都道府県知事に同意を求める書面の様式の模範例は、付録 9 のとおりとする。
- (4) 森林経営計画の変更に関する通知書
法第 13 条の森林経営計画の変更に関する通知書の様式の模範例は、付録 10 のとおりとする。
- (5) 着手届及び完了届
森林保健施設の着手届及び完了届の様式の模範例は、付録 11 のとおりとする。
- (6) 調書
2 の(3)に規定する調書の様式の模範例は、付録 12 のとおりとする。

Ⅲ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に定める森林経営計画の認定等の特例を適用する場合

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号。以下「木安法」という。）第 8 条又は第 9 条の規定により、木安法第 4 条の規定に基づく木材安定供給確保事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の対象となっている森林をその対象に含む森林経営計画について、認定又は変更の特例を適用しようとする場合の森林経営計画の運用は、I によるほか（ただし、I の 2 (2) アを除く。）、以下によることとする。

1 森林経営計画作成の援助

(1) 森林経営計画の作成の指導

都道府県知事又は市町村の長は、認定事業計画（木安法第 5 条第 2 項に規定する認定事業計画をいう。以下同じ。）の対象となっている森林をその対象に含む森林経営計画を作成しようとする森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に対して、木安法第 8 条に規定する森林経営計画の認定の特例を適用する場合の当該認定の要件及び手続等について説明し、適切な書類等の提出を指導することとする。

この際、事業計画の作成者として複数の森林所有者が含まれる場合には、一体的かつ効率的な森林の施業及び保護を促進するため、当該複数の森林所有者と共同して一の森林経営計画を作成するよう助言を行うこととする。

(2) 森林経営計画の変更の指導

都道府県知事又は市町村の長は、認定森林所有者等に対して、事業計画の活用による森林経営の規模拡大が促進されるよう、木安法第 9 条に基づく森林経営計画の変更の特例を活用するよう指導することとする。

また、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について」（平成 8 年 11 月 1 日付け 8 林野流第 106 号林野庁長官通知）の第 5 の 5 に留意することとする。

2 森林経営計画の認定

(1) 認定基準

ア 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林であって、木安法第 8 条の規定により、法第 11 条第 5 項第 2 号イに規定する「植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準」が読み替えて適用されるものについての木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則第 4 条の規定により読み替えて適用する規則第 38 条に規定する「森林施業の合理化に関する基準」の運用は、I の 2 (2) アの(ア)から(オ)までによるほか、次により行うこととする。

(イ) 読み替えられた規則第 38 条第 1 号の基準は、当該森林経営計画において主伐として伐採し、又は伐採することとされている森林全てに適用されるものであることに留意することとする。

(イ) 読み替えられた規則第 38 条第 8 号の基準は、規則付録第 3 の算式により伐採し得る材積の上限値を算出するに当たり、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一の計画的伐採対象森林

のまとめり i ごとに計画始期の立木材積 V_{wi} から標準的な材積 V_{ni} を減じたものを当該林分の標準伐期齢 T_i で除して、これを年間成長量 Z に加えることとされているところであるが、当該標準伐期齢 T_i については、当該計画的伐採対象森林の林齢が標準伐期齢を超える場合には、その超える年数を標準伐期齢から減じた値（ただし、 T_i の値は最小でも 10 とする。）となることに留意することとする。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林であって、木安法第 8 条の規定が適用されないものについての規則第 38 条に規定する森林施業の合理化に関する基準の運用は、I の 2 (2) アの (ア) から (カ) までによることとする。

ウ 公益的機能別施業森林の区域内に存する森林についての規則第 39 条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、I の 2 (2) アの (ア) から (コ) までによることとする。

(2) 事業計画と森林経営計画の認定権者が異なる場合の対応

事業計画の認定権者と森林経営計画の認定権者が異なる場合における森林経営計画の認定に当たっては、当該森林経営計画の認定の申請を受けた者は、事業計画の認定権者と相互に密接な連携を図り、適切に対処することとする。

3 森林経営計画の変更の認定

木安法第 9 条の規定により森林経営計画の変更の特例を適用する場合における森林経営計画の変更の認定については、2 に準ずることとする。

4 伐採等の届出

認定事業計画と森林経営計画の両計画が立てられている森林において伐採が行われる場合には、木安法第 7 条の規定により、法第 10 条の 8 第 2 項に基づく伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況についての報告が必要になることに留意することとする。

5 様式

(1) 森林経営計画書

木安法第 8 条又は第 9 条に規定する特例を適用して森林経営計画の認定又は変更の認定を申請する場合における森林経営計画書は、法第 11 条第 2 項各号の事項（同項第 1 号の森林の経営に関する長期の方針については規則第 35 条各号の事項）及び木安法に基づく認定事業計画の対象森林との重複状況が記載されていればよく、様式は特に定めないが、模範例を付録 13 のとおり定めたので、これに沿うよう指導するものとする。

(2) 変更後の森林経営計画書

変更後の森林経営計画書においても、(1) と同様、様式は特に定めないが、付録 13 を参考とすること。なお、変更の場合における記載は、変更に係る部分についてのみで差し支えない。